

第3 日弁連での取組み

1 日弁連定時総会での民事司法改革推進決議（2011〔平成23〕年5月）と民事司法改革推進本部（2011〔平成23〕年6月）の設立

日弁連は2011（平成23）年5月27日の定時総会において次の3点を内容とする「民事司法改革と基盤整備の推進に関する決議」を行うと共に、同年6月、日弁連に民事司法改革推進本部を設置した。

（1）民事司法改革諸課題について

政府関係諸機関に対し、強力な改革推進の取組を求めるとともに、これらの改革実施に必要とされる司法予算の大幅な拡大を求める。

- ① 裁判官、裁判所職員等の人的基盤整備、裁判所支部の充実及び裁判所の物的基盤整備を推進すること。
- ② 誰にでも身近で利用しやすい民事司法とするために、民事法律扶助制度の拡充、提訴手数料の低額化及び定額化、弁護士費用保険（権利保護保険）の拡充を図ること。
- ③ 市民の権利を保障し頼りがいのある民事司法とするために、民事訴訟・行政訴訟における証拠及び情報収集手続の拡充、多数の被害者の権利行使を糾合する集団訴訟制度等の導入、原告適格等訴えの要件の緩和や団体訴訟等新たな訴訟制度の創設を含む行政訴訟制度の改革の推進、また、判決履行確保のための諸制度の改革の検討、簡易迅速な訴訟及び審判手続の導入の検討、裁判等への市民参加の検討、損害賠償制度等民事実体法の改善改革の検討を進めること。さらに、裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充及び活性化を図ること。

（2）諸課題の検討と提言

上記諸課題を推進するため 当連合会内に整備される新たな取組体制のもと、各弁護士会や市民団体等外部の意見を聴きながら鋭意検討を進め、それぞれの検討状況に応じて、適時に提言を行う。

（3）弁護士の意識改革、業務態勢の改革などの取組み

あわせて、上記のような民事司法改革に対応するため弁護士自身の意識改革、業務態勢の改革に努めるほか、法曹養成や研修を含めた弁護士の能力の向上に取り組む。

2 民事司法改革グランドデザイン（2012〔平成24〕年3月）

日弁連に設置された民事司法改革推進本部は、約9ヶ月の議論を経て、民事、家事、行政、消費者、労働、基盤整備の各分野に関わる委員会からの意見を集約してグランドデザインを策定した。その後1年を経て2013（平成25）年その改訂版を策定している。